

原発損害賠償請求の消滅時効に関する 抜本的な立法措置を求める！

衆参両院議長 殿

＜要 請 趣 旨＞

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質放出事故（以下「本件原発事故」という。）から、既に約2年5か月が経過している。本件原発事故被害者の東京電力および国に対する損害賠償請求権は、法律上、事故からわずか3年間で消滅時効により失われる可能性がある（民法724条前段）。また、民法には、10年の消滅時効、20年の除斥期間という規定も存在する。

しかし、本件原発事故の影響で、福島県からだけでも15万人以上の方が、現在も避難を余儀なくされている（本年6月13日現在福島県調べ）など、その被害は極めて深刻かつ広汎にわたり、放射性物質の影響は予測が困難で、被害者のほとんどは、自己の損害を的確に把握することすらできず、自ら権利保全の措置を講ずる精神的余裕もない。

このような現状において、被害者に権利消滅の不安を抱かせ、あるいは本年5月に成立した特例法が消滅時効中断の要件とするように、被害者に対し、短期間のうちに権利保全の措置をとることを要求することは、著しく正義に反する。

よって、政府及び国会は、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」の附帯決議に基づき、早急に、福島第一原発事故に係る損害賠償請求権が失われないよう立法措置を講じるべきであるため、以下の事項を強く要請する。

＜要 請 事 項＞

福島第一原発事故による損害賠償請求権については、3年もしくは10年の消滅時効、及び20年の除斥期間が適用されないとする立法措置を講じること。

2013年 月 日

氏 名	住 所	避難者の方は避難前住所（町名まで）

※ 署名送付先：〒160-0022 東京都新宿区新宿1-11-12 岩下ビル4階 オアシス法律事務所内

福島原発被害首都圏弁護団